

各都道府県スポーツ主管課長・スポーツ施設主管課長
各指定都市スポーツ主管課長・スポーツ施設主管課長 殿

スポーツ庁健康スポーツ課長

中村 宇一

スポーツ庁地域スポーツ課長

大川 晃平

スポーツ庁参事官（地域振興担当）

廣田 美香

スポーツ活動における熱中症事故の防止について（依頼）

標記については、例年、御協力をいただいているところではありますが、スポーツ活動中をはじめとして、依然として熱中症による被害が多く発生しております。

令和6年度の夏の気温は、気象庁による1946年の統計開始以降、西日本と沖縄・奄美では1位、東日本では1位タイの高温となり、日本国内での熱中症による救急搬送人員数は97,578人と、調査が開始された平成20年以降で最も多くなりました（別紙）。

このような中、公益財団法人日本スポーツ協会が、2024年2月に公認スポーツ指導者10,194名を対象に「スポーツ現場における熱中症予防に関する実態調査」を行った結果、以下のとおり、熱中症対策が十分に行われていないことが分かりました。

（参考）スポーツ現場における熱中症予防に関する実態調査のポイント

- ・「水分補給（98.9%）」はほとんどの指導者が実践しているが、「活動時間の変更（45.2%）」「身体冷却（44.9%）」「暑熱順化（22.0%）」は50%に満たない。
- ・身体外部冷却の方法は、「頭部・頸部冷却（75.3%）」が多い一方、「手掌冷却（32.1%）」は少数。
- ・暑熱順化は、必要な期間は一般的に5日間を要するが、実施期間を「1～2日（33.6%）」と回答した指導者の割合が最も多い。
- ・選手の健康チェックは、本来であれば毎日実施するべきだが、半数近い指導者が毎日実施していない又は全く実施していない。

＜熱中症対策として実践している方法＞

水分補給	98.9%
体調チェック	73.8%
飲水タイムの設定	67.9%
運動量・強度の調整	67.2%
活動時間の変更	45.2%

＜実践している外部冷却の方法＞

頭部・頸部冷却	75.3%
アイスパック	62.9%
送風	61.6%
手掌冷却	32.1%
アイスバス	11.6%

身体冷却	44.9%	クーリングベスト	5.5%
暑熱順化	22.0%	その他	2.8%
その他	4.5%		

<暑熱順化の実施期間>

1～2日	33.6%
3～5日	31.7%
6～7日	15.6%
8日以上	19.0%

<健康チェック実施頻度>

毎日行っている	54.9%
時々行っている	33.4%
行っていない	10.2%
その他	1.5%

注) 調査結果の詳細は以下の URL 参照

<https://www.japan-sports.or.jp/medicine/heatstroke/tabid1441.html>

こうした実態を踏まえつつ、熱中症予防のため、「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」(JSP0)等を参考として適切な措置を講ずることが極めて重要です。

熱中症の発生は、身体が暑さに慣れていない時期に起こりやすいことも念頭に、下記のとおり、スポーツ関係者において御留意いただきたい点を示しますので、適切な措置を講ずるようお願いいたします。

なお、都道府県スポーツ主管課・スポーツ施設主管課におかれては、所管の市区町村スポーツ主管課・スポーツ施設主管課に対して本件を周知されるようお願いいたします。

記

1. 重点として取り組むべき事項

(1) 基本的な考え方

夏期においても、心身の健全な発達や健康及び体力の保持増進等の観点から、運動・スポーツを継続して実施することは重要であり、安全を確保したうえでの運動・スポーツの実施のために以下の重点事項に留意しつつ、熱中症対策に万全を期すことが重要であること。

(2) 重点事項

- ① 本格的に暑くなる前の時期で、体が暑さに慣れていない中で急に暑い環境にさらされると熱中症になりやすいことから、気温等がそれほど高くない日に無理のない範囲で汗をかき、徐々に暑熱順化(体を暑さに徐々に慣らしていくこと)を行うこと。
- ② 活動の場所や種類にかかわらず、暑さ指数(WBGT)に基づいて活動実施を判断すること。特に、スポーツイベント・大会の実施に当たっては、開催地域における暑さ指数の状況等も参考にしながら、これまでと開催時期を変更する、開催時間帯をずらす、運動負荷を軽減する、健康に被害が生じるおそれがある場合は中断・中止するなど、熱中症予防に配慮した開催方法を検討すること。
- ③ スポーツ活動前や活動中、活動後に、健康をチェックし、適時・適切な水分・塩分補給を行うとともに、多様かつ効果的な身体冷却を行うこと。
- ④ 熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期に水分・塩分の補給、身体冷却、病院への搬送を行うこと。

- ⑤ 環境省が発表する熱中症警戒情報に留意し、警戒情報発出時に運動・スポーツを実施する場合は、エアコンがある屋内など涼しい環境を確保（屋外において実施する場合は上記②～④の対策を徹底）すること。

2. 取組に当たっての留意事項

- (1) 「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」等を参考として、関連する部局・課とも連携し、スポーツ関係者に対して熱中症事故防止に必要な事項の理解促進を徹底するなど熱中症予防に取り組むこと。その際、適切な予防措置、指導者等の責任などを記載したチラシ兼ポスター「スポーツ活動における熱中症事故の防止」（別添1）、スポーツ団体における熱中症対策取組事例（別添2）も活用すること。
- (2) 環境省の熱中症予防情報サイトで提供されている熱中症の目安となる暑さ指数、熱中症への対処方法に関する知見等の情報（「熱中症警戒情報（熱中症警戒アラート）」は、本年度は4月23日より情報提供がされている）、より深刻な健康被害が発生し得る場合に備えた一段上の「熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）」（別添3）に関する情報を活用するとともに、「指定暑熱避難施設」（クーリングシェルター）（市町村長が冷房設備を有する等の要件を満たす施設（公民館、図書館、ショッピングセンター、社会体育施設等）を指定するもの）の活用を含め、適切に対応すること。
- (3) イベント主催者は、施設管理者、警察、消防（救急搬送）、地方公共団体、関係団体と連携しながらイベントを運営する必要があることから、熱中症事故の防止に関し関連する部局・課に対して周知すること。
- (4) 学校の水泳プールの開放にあたっては、「学校屋外プールにおける熱中症対策」（平成31年3月、スポーツ庁委託事業により独立行政法人日本スポーツ振興センター作成）等を参考に、地域の実情等に応じて、適切に対応すること。

【本件担当】

（スポーツ活動中の熱中症予防一般）
スポーツ庁健康スポーツ課
事業係 担当：見供
アドレス：kensport@mext.go.jp
電話：03-5253-4111（内線4140）

（運動部活動中の熱中症予防）
スポーツ庁地域スポーツ課
学校運動部活動係 担当：行武
アドレス：tiikisport@mext.go.jp
電話：03-5253-4111（内線3953）

（社会体育施設の熱中症予防）
スポーツ庁参事官（地域振興担当）付
施設企画係 担当：福田、恩田
アドレス：stiiki@mext.go.jp
電話：03-5253-4111（内線3773）

【参考資料】

- 1 環境省
「熱中症環境保健マニュアル 2022」 (令和 4 年 3 月改訂)
https://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_manual.php
「夏季のイベントにおける熱中症対策ガイドライン 2020」 (令和 2 年 3 月改訂)
https://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_gline.php
「熱中症予防情報サイト」
(PC) <https://www.wbgt.env.go.jp/>
(スマートフォン) <https://www.wbgt.env.go.jp/sp/>
(携帯電話) <https://www.wbgt.env.go.jp/kt/>
- 2 気象庁
「熱中症から身を守るために」
<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/kuashou/kurashi/netsu.html>
- 3 公益財団法人日本スポーツ協会
「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」 (令和元年 5 月発行)
<https://www.japan-sports.or.jp/medicine/heatstroke/tabid1437.html#guidebook>
「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」改訂のポイント
https://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data/supoken/doc/heatstroke/heatstroke_leaflet202007.PDF
- 4 独立行政法人日本スポーツ振興センター
「熱中症を予防しようー知って防ごう熱中症ー」 (平成 31 年 3 月発行)
https://www.jpnsport.go.jp/anzen/Portals/0/anzen/kenko/jyouhou/pdf/nettyuusy/nettyuusy_all.pdf
「スポーツ事故防止ハンドブック」 (令和 2 年 12 月)
https://www.jpnsport.go.jp/anzen/Portals/0/anzen/anzen_school/R2handbook/handbook_A5.pdf
「学校屋外プールにおける熱中症対策」 (平成 31 年 3 月発行)
https://www.jpnsport.go.jp/anzen/Portals/0/anzen/anzen_school/H30nettyuusyPoolPamphlet/h30nettyuusy_pool.pdf
- 5 中央競技団体
「安全対策ガイドライン」 (公益財団法人日本陸上競技連盟)
<https://www.jaaf.or.jp/rikuren/pdf/safety.pdf>
「オープンウォータースイミング (OWS) 競技に関する安全対策ガイドライン」 (公益財団法人日本水泳連盟)
https://swim.or.jp/old/11_committee/18_ows/pdf/1003121.pdf
「熱中症対策ガイドライン」 (公益財団法人日本サッカー協会)
http://www.jfa.jp/documents/pdf/other/heatstroke_guideline.pdf
「ボート競技と熱中症について」 (公益社団法人日本ボート協会)
<http://www.jara.or.jp/info/2008/medicine20080602.html>
「バレーボールにおける暑さ対策マニュアル」 (公益財団法人日本バレーボール協会)
https://www.jva.or.jp/play/protect_heat/
「柔道の安全指導」 (公益財団法人全日本柔道連盟)
<http://judo.or.jp/cms/wp-content/uploads/2020/02/anzen-shido-2020-5.pdf>
「熱中症 ソフトボール活動中の予防について」 (公益財団法人日本ソフトボール協会)
<https://search.app/uf3rj1SV8tWWiYhL8>
「熱中症」 (一般財団法人全日本剣道連盟)
<https://www.kendo.or.jp/knowledge/medicine-science/heatstroke/>
「ラグビー外傷・障害対応マニュアル」 (公益財団法人日本ラグビーフットボール協会)
<https://www.jrfuplayerwelfare.com/>
「安全対策 ～熱中症」 (公益財団法人全日本なぎなた連盟)
<https://www.naginata.jp/naginata/heatstroke.html>
「運動中の事故を防止するために～競技団体からの提言～」 (公益社団法人日本トリアスロン連合)
<https://www.jtu.or.jp/news/2014/140711-1.html>
※中央競技団体については、全てを網羅していません。
- 6 東京都
東京都が主催する大規模イベントにおける医療・救護計画ガイドライン
<https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/iryo/kyuukyuu/saigaiiryuu>
- 7 公益財団法人スポーツ安全協会
大会主催者向けに安全管理のための啓発資料
<https://www.sportsanzen.org/content/images/other/guide3.pdf>
スポーツリスクマネジメントの実践ースポーツ事故の防止と法的責任ー
https://www.sportsanzen.org/about_us/grijkk1000000f3g-att/grijkk1000000fe2.pdf

熱中症による救急搬送状況(令和6年)
「都道府県別の年齢区分別、初診時における傷病程度別救急搬送人員」

都道府県		令和6年5月1日～9月30日											
		年齢区分別(人)						初診時における傷病程度別(人)					
		新生児	乳幼児	少年	成人	高齢者	合計	死亡	重症	中等症	軽症	その他	合計
1	北海道	0	19	134	482	980	1,615	0	34	424	1,089	68	1,615
2	青森県	0	3	59	159	372	593	0	20	170	394	9	593
3	岩手県	0	2	62	201	493	758	0	12	214	523	9	758
4	宮城県	0	10	148	466	740	1,364	1	37	682	644	0	1,364
5	秋田県	0	4	48	144	322	518	0	9	121	388	0	518
6	山形県	0	1	58	193	421	673	1	16	198	455	3	673
7	福島県	0	7	114	393	782	1,296	1	24	351	920	0	1,296
8	茨城県	0	15	234	929	1,263	2,441	2	74	851	1,514	0	2,441
9	栃木県	0	5	137	422	715	1,279	0	45	456	778	0	1,279
10	群馬県	0	16	146	515	902	1,579	0	69	767	743	0	1,579
11	埼玉県	0	39	444	1,916	3,129	5,528	1	149	1,764	3,614	0	5,528
12	千葉県	0	24	395	1,602	2,375	4,396	1	117	1,488	2,790	0	4,396
13	東京都	0	59	451	3,113	4,477	8,100	2	227	2,731	5,140	0	8,100
14	神奈川県	0	47	518	1,751	2,498	4,814	2	164	1,828	2,820	0	4,814
15	新潟県	0	6	135	409	745	1,295	4	22	443	823	3	1,295
16	富山県	0	1	45	180	411	637	2	16	209	409	1	637
17	石川県	0	7	83	249	524	863	3	11	215	634	0	863
18	福井県	0	2	56	202	346	606	0	12	214	380	0	606
19	山梨県	0	4	57	209	358	628	0	13	245	370	0	628
20	長野県	0	7	105	290	683	1,085	0	15	368	702	0	1,085
21	岐阜県	1	15	177	572	1,079	1,844	5	56	804	979	0	1,844
22	静岡県	0	19	245	854	1,409	2,527	3	42	783	1,698	1	2,527
23	愛知県	0	38	516	2,324	3,504	6,382	8	96	1,630	4,643	5	6,382
24	三重県	0	10	157	675	939	1,781	6	21	297	1,445	12	1,781
25	滋賀県	0	10	106	343	531	990	1	17	144	827	1	990
26	京都府	0	13	208	689	1,473	2,383	0	18	478	1,887	0	2,383
27	大阪府	1	41	648	2,464	4,099	7,253	3	47	1,480	5,722	1	7,253
28	兵庫県	0	24	414	1,445	2,938	4,821	8	87	1,235	3,488	3	4,821
29	奈良県	0	12	150	374	837	1,373	0	19	443	911	0	1,373
30	和歌山県	0	6	109	301	723	1,139	7	34	242	856	0	1,139
31	鳥取県	0	4	66	181	435	686	1	21	311	353	0	686
32	島根県	0	9	68	188	419	684	2	25	282	375	0	684
33	岡山県	0	4	182	689	1,435	2,310	9	61	588	1,640	12	2,310
34	広島県	0	6	182	760	1,557	2,505	2	55	1,011	1,437	0	2,505
35	山口県	0	3	124	326	662	1,115	3	17	335	760	0	1,115
36	徳島県	0	3	64	245	494	806	2	30	240	519	15	806
37	香川県	0	3	94	309	606	1,012	4	46	446	514	2	1,012
38	愛媛県	0	3	147	438	890	1,478	3	33	347	1,095	0	1,478
39	高知県	0	1	65	263	538	867	3	32	217	533	82	867
40	福岡県	0	29	476	1,597	2,593	4,695	4	74	2,101	2,461	55	4,695
41	佐賀県	0	8	124	365	586	1,083	2	29	392	654	6	1,083
42	長崎県	0	5	128	421	788	1,342	3	17	522	800	0	1,342
43	熊本県	0	17	248	611	1,164	2,040	3	48	1,058	921	10	2,040
44	大分県	0	9	121	393	991	1,514	5	57	674	776	2	1,514
45	宮崎県	0	2	125	369	663	1,159	2	30	296	820	11	1,159
46	鹿児島県	0	11	253	659	1,330	2,253	5	45	787	1,415	1	2,253
47	沖縄県	0	18	161	542	747	1,468	6	35	312	1,059	56	1,468
合計【人】		2	601	8,787	32,222	55,966	97,578	120	2,178	31,194	63,718	368	97,578
割合		0.0%	0.6%	9.0%	33.0%	57.4%	100.0%	0.1%	2.2%	32.0%	65.3%	0.4%	100.0%

※端数処理(四捨五入)のため、割合の合計は100%にならない場合があります。

スポーツ活動における熱中症事故の防止

① 適切な予防措置



- ✓ スポーツ活動中をはじめとして、依然として熱中症による被害が多く発生しています。熱中症は、梅雨明け等の気温が急に上昇したとき、また、合宿初日や休み明け、あるいは低学年（特に新入生）に多くみられます。いずれも、「体が暑さに慣れていない」からです。

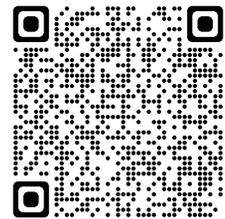


【暑熱順化】 気温が高くなり始めたら、暑さに慣れるまでの順化期間を設けましょう。順化期間の最初は運動量を落とし、次第に負荷を高めて行きます。

- 気温が高くなり始める5～6月から開始します
- トレーニング開始から順化の効果が表れるまで5日間を要します
- 服装は汗の蒸発を妨げない服装が好ましいです

- ✓ また、活動の場所や種類にかかわらず、暑さ指数 (WBGT) に基づいて活動中止を判断することも必要です。

- ✓ 「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」（公益財団法人日本スポーツ協会）等を参考として、熱中症事故防止のための適切な措置を講じましょう。



スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック

② 指導者等の責任

- ✓ スポーツによる熱中症死亡事故は適切な予防措置を講ずれば防げるものです。ひとたび事故が起きると人命が失われるだけでなく、指導者はその責任を問われ訴訟になる例もあります。熱中症の予防と、発生したときの応急処置方法を指導者は身につけておきましょう。



【法的責任】 事故が発生した場合、民事責任や刑事責任を、指導者等の個人または法人が問われることとなります。 一般的には民事責任（損害賠償責任）が問われますが、死亡など重大な結果となった場合は刑事責任も問われるケースがあります。

【事例】A市の少年野球チームの総監督Bは、試合に負けた罰としてC君ら選手に投げ込みやダッシュなどを課した。C君は練習開始3時間後に倒れ、翌日死亡。死因は熱中症。

民事責任について、Bが過失を認めて謝罪、賠償金約5,000万円で和解。刑事責任について、Bは日没後の熱中症は予想できなかった、部員の判断で自由に給水が許されていた等の理由から不起訴処分。

【出典】スポーツリスクマネジメントの実践 —スポーツ事故の防止と法的責任—
（公益財団法人日本スポーツ協会）



スポーツ庁では、令和6年度にスポーツ団体から得られた熱中症対策の取組についての情報を基に、以下のとおり取組事例としてまとめました。中央競技団体・地域のスポーツ団体等にとって参考になる情報ですので、関係者への幅広い共有をお願いいたします。

スポーツ団体における熱中症対策取組事例

別添2

事例 1

公益財団法人 日本スポーツ協会 (JSPO)

概要

公式HPでの熱中症対策の啓発・JSPO対応方針の策定

では、公式HPに「熱中症予防運動指針」や、「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」等を掲示し、スポーツ現場における熱中症事故を予防するための情報提供や啓発を行っている。

2024年6月、JSPOが主催する事業においては、WBGT値31℃以上の場合、スポーツ活動を原則中止とすること等を定めた「スポーツ活動中の暑熱対策に関するJSPO対応方針」を策定。→



▲啓発教材

POINT 1

全国スポーツ少年団軟式野球交流大会における熱中症対策の徹底

2024年8月、JSPO日本スポーツ少年団、鳥取県スポーツ少年団、全日本軟式野球連盟は、主催する「第46回全国スポーツ少年団軟式野球交流大会」において、子供の健康と安全確保を図るため、計画段階から、大会開催期間中を通じて熱中症の危険性が高まる昼の時間帯を避けて開催することを決定するなど、これまで以上の熱中症対策を講じている。

- ① 試合開催時刻を午前の部(8:30～10:15)と夕方の部(16:00～17:45)の2部制で実施
- ② 「試合開始前」と「各イニングの開始前」にWBGT値を測定し、WBGT31℃以上となった場合は試合を開始しない
- ③ 試合日前日に「熱中症警戒アラート」が発令された場合は、翌日の全試合を中止

▲講じられた主な熱中症対策

POINT 2

開催後の課題等を踏まえた今後の大会運営に向けて

- ・ 今大会では、開催地(鳥取県米子市)の過去のWBGT値を参考として事前に試合時刻を設定していたが、会場での当日の実測値により予定時刻に開始できない試合もあった。
- ・ 夕方の部(16:00～)の試合については、時間の経過とともに気温も下がることを想定していたが、試合開始後にWBGT値が再び上昇する事態が生じ試合終了となった。その後、主催者間で協議の上、当初のルールを変更し、以降の試合においては、試合中(各イニングの開始前)にWBGT31℃を越えた時点で試合終了とはせず、中断・再測定を行う対応とした。
- ・ WBGT値の影響を最小限に抑えるためには、ナイターでの試合実施を検討することも必要と考えるが、それが可能となる開催地や開催時期を検討していかなければならない。
- ・ 各イニング開始前にWBGT値の計測を実施したが、試合進行を一時的に止めてしまうこととなり、子供が試合に集中することが難しい場面も見られた。
- ・ これらを踏まえ、今後は、子供が熱中症の危険にさらされることなく、安心して試合に集中できるよう開催地や開催時期も含めた大会運営方針の検討、早期から開催地スポーツ少年団との間で入念な打合せを行った上で大会を運営することが重要と考える。

事例 2

公益財団法人 日本サッカー協会（JFA）

概要

公式HPでの特集やオリジナル動画作成による熱中症対策の啓発

JFAでは、公式HPに「暑熱対策・水分補給」というページを設置し、熱中症対策に係る情報を集約している。具体的には、独自に定めたガイドラインに加え、環境省や厚生労働省の公表資料等を掲載している。さらに、医師監修のもと、熱中症対策の方法を簡潔にまとめたオリジナル動画を作成し掲載している。JFAでは、これらを通じて、全国の地域組織における熱中症対策に取り組んでいる。



▲オリジナル動画



POINT 1

「熱中症対策ガイドライン」の改定

では、2016年に「熱中症対策ガイドライン」を策定したが、当時と比較し昨今の気温上昇・酷暑化が著しくなっていることから、予防の啓発・注意喚起を周知徹底し、**厳重な熱中症対策を講じるため、2024年5月にガイドラインを改定した。**

・リーグ戦等の試合時のみならず、日常のトレーニング等における対策・予防を講じることを求めている。また、理解促進につながるよう、イラストを用いた改正概要を作成した。

- 試合においては、現行のガイドラインから方針の変更はないものの、「 $31 \leq \text{WBGT}$ では、原則試合中止・中断・延期」を徹底し、躊躇なく中止等を判断するよう注意喚起
- 熱中症予防対策として、熱中症に関する知識習得、情報の収集を行うことを規定
- 熱中症発生時の対応を規定
- クーリングブレイク、飲水タイムを前後半それぞれ2回以上設定することも可能とすることを規定

▲主な改正の概要



POINT 2

ガイドライン違反時の対応を条文に追加（地域組織への徹底）

全国の地域組織における熱中症対策の徹底を図るため、ガイドラインで熱中症対策方針を示した上で、ガイドラインに違反した場合の対応についての条文を追加した。

第9条 懲罰

本ガイドラインに違反した場合、懲罰規程に従い懲罰の対象となる場合がある。

▲ガイドライン第9条

特定非営利活動法人 府中市スポーツ協会／府中市

概要

スポーツ協会と市それぞれで熱中症対策の取組を実施

府中市では、市とスポーツ協会が連携して熱中症対策のための取組を行っている。府中市スポーツ協会では、毎年夏に熱中症予防講習会を開催し、加盟組織内外に対し熱中症予防に係る知識の普及を行っている。府中市では、熱中症警戒情報等を基準として熱中症の危険性が高い日の市主催イベントの中止を含めた検討を行い、また、スポーツ施設のキャンセルについて、使用料の還付対応を行っている。

POINT 1

講習を2つの形式で実施し広く啓発（府中市スポーツ協会）

府中市スポーツ協会では、2つの異なる形式で熱中症予防講習会を実施することで、より多くの人々へ熱中症対策の知識普及を図っている。

1つは、ジュニア育成地域推進事業の対象である府中市のクラブ向けに、各クラブの練習や試合を行っている会場に赴き現地で2時間ほど実施する形式となっている。子供向けに講習を行いながら、その場にいる指導者や保護者にも啓発を行っている。もう1つは、府中市スポーツ協会に加盟している全団体向けに、講習場所を設けて実施している。各団体に参加を呼びかけ、積極的な啓発を行っている。

形式	対象	開催方法
パターン1	主に子ども	各クラブの練習場所や試合場所に赴き実施
パターン2	指導者	指導者が講習場所に集合

▲熱中症予防講習会の形式

POINT 2

スポーツ施設使用料金の還付対応（府中市）

府中市では、東京都内で熱中症警戒アラートが発表されていたり、熱中症の危険性が高いと利用者自らが判断して市立スポーツ施設の利用を取りやめる場合、利用者に対して使用料を還付している。取組を令和2年から実施している。

熱中症予防のため体育施設利用を取りやめた場合の使用料の還付等について

熱中症予防のため、市立体育施設の利用を取りやめた場合は、使用料を還付または振替します。

還付基準

熱中症の危険性が極めて高い暑熱環境が予測される場合において体育施設の利用を取りやめた場合例) 還付対象となるのは以下のような場合です。

- 利用日に東京都内に熱中症警戒アラートが発表されている場合
- 利用者が自身の体調を考慮し、熱中症の危険性が高いと判断した場合

注記：冷房設備のある施設は対象外となります。

対象期間

令和5年4月26日（水曜日）から10月25日（水曜日）の利用分

熱中症警戒アラートについて

環境省及び気象庁は、熱中症の危険性が極めて高くなると予測された際に、熱中症警戒アラートを発表しています。熱中症警戒アラートが発表されている場合は、熱中症予防行動を積極的にとり、より一層注意しましょう。

熱中症警戒アラートの詳細は、環境省ホームページ（外部サイト）よりご確認ください。



▲使用料の還付等について

足立区軟式野球連盟

概要

活動時間／試合時間の制限を求める通達

足立区軟式野球連盟では、足立区やスポーツ協会と連携し、子供達の健康と未来を守るため、徹底した取組を行っている。

具体的には、熱中症対策に係る通達を発信しホームページに掲載することで、各地区リーグの試合時間や各チームの活動（練習含む）時間を制限するなど、加盟団体に対して熱中症予防を促している。

熱中症予防対策として更なるお願いです。
下記の通達（活動中止時間を1時間延長等）を周知徹底をして活動をお願いします。

熱中症予防対策（再通達） 20230815.pdf
PDFファイル (80.7 KB)

ダウンロード

◆体育協会からの注意喚起

暑い日が続いています。区内で活動しているスポーツ団体からも熱中症により緊急搬送される事案がありました。

加盟団体は傘下チーム・団体に次の注意喚起をお願いします。

1 試合中で熱中症警報Aメールに気づかないことがあります。試合中もAメールその他の熱中症警報に注意してください。

●Aメール（足立区メール配信サービス）

<https://www.city.adachi.tokyo.jp/hodo/ku/kocho/a-mail/index.html>

2 暑さ指数が3度以上、気温が5度以上の場合には、運動は原則中止してください。

3 水分補給などの対策を取りながら活動をしていても、体調により熱中症となる場合があります。熱中症警報が出ていなくても、運動前の体調のチェックや運動中の健康観察をし、「無理をしない・させない」ようにしましょう。



▲連盟HPの通達掲載画面

POINT 1

熱中症の危険度が高い時間帯の活動を制限（練習含む）

2023年の通達では、夏季期間中、①12時～15時に活動しないこと（練習含む）、②足立区内の地区リーグの試合は8時には開始し12時までには終了することを加盟団体に依頼することで、気温が高くなる時間帯の活動を避けるようにしている。活動時間制限のルールを決めるに当たっては、区や加盟団体の意見をとりまとめることで、両者にとって受け入れやすいルールとなるようにしている。

また、上記の対応を取った上で熱中症になってしまった場合には、加盟団体から連盟に逐一報告することを求めており、連盟として状況を把握できる体制を整えるなど、何かあった時に連盟として速やかに対応できる環境作りに努めている。

熱中症予防対策に関して（再通達）

足立区少年軟式野球連盟

8月も後半になりますが、まだまだ猛暑日が続いています。スポーツをするには大変危険な状態です。各地区、各チーム様々な方策をいただいていると思いますが、改めて、子供たちの命を守る為の行動を考えて活動をお願いします。

◆活動時間について

現在は12時～14時の活動を中止していただくように要望していますが下記の通り中止時間を1時間伸ばすように変更します。

・夏季期間は12時～15時の間は活動を中止をお願いします。

▲連盟からの通達

（上記サイトからダウンロード可能）

POINT 2

通達内容の実効性を高めるための対応

実際には通達内容を遵守せずに活動するチームや他地域の球場で活動することで通達内容の適用を免れているチームがいる。そうした行為を繰り返すチームへの対応としては、加盟団体が集まる全体会での繰り返しの要請に加え、個別で話し合いの場を設けたり、連盟の役員が実際にグラウンドを見回りしたりすることによって、加盟団体全体に対する通達内容の浸透を図っている。

熱中症特別警戒情報

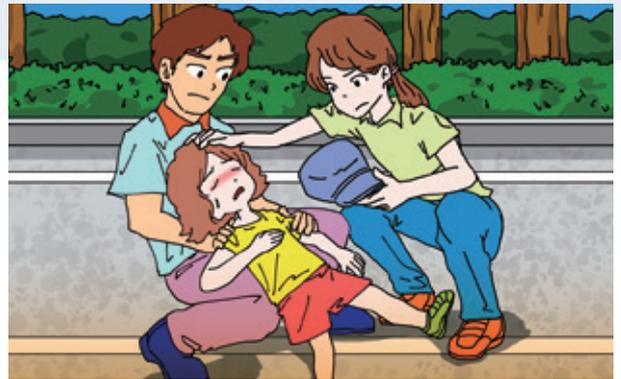
[熱中症特別警戒アラート]

熱中症予防情報サイト



熱中症特別警戒アラートとは

- 広域的に過去に例のない危険な暑さ等により、熱中症救急搬送者数の大量発生を招き、医療の提供に支障が生じるようなおそれがある場合に発表されます。
- 具体的には、都道府県内の全ての暑さ指数情報提供地点において暑さ指数35以上となる時などが該当します。



熱中症特別警戒アラート等の色のイメージ

熱中症特別警戒アラート(熱中症特別警戒情報) 発表中

熱中症警戒アラート(熱中症警戒情報) 発表中

暑さ指数31・32に達する地域※

※暑さ指数31以上は、日本気象学会の指針によると、危険とされており、日本スポーツ協会によると、運動は原則中止とされている。

熱中症を予防するために

- 高齢者、乳幼児等の熱中症にかかりやすい方の周りの方は、熱中症にかかりやすい方が室内等のエアコン等により涼しい環境で過ごせているか確認してください。
- 熱中症にかかりやすすくない方も、水分補給・塩分補給をしてください。
- 校長や経営者、イベント主催者等の管理者は、全ての方が熱中症対策を徹底できているか確認し、徹底できていない場合は、運動、外出、イベント等の中止、延期、変更(リモートワークへの変更を含む。)等を判断してください。



環境省

熱中症に関する情報

暑さ指数、熱中症警戒アラート、熱中症特別警戒アラート等

暑くなる前に

- 熱中症やその対策等について学ぶ
- 住まいの工夫など（エアコンの試運転）
- 暑さになれて、暑さに強くなる準備（暑熱順化）

暑さ指数を提供している全国約840地点で、
気象情報を基に暑さ指数の予測値を算出

熱中症警戒アラート

前日17時頃に
該当地域に発表

当日5時頃に
該当地域に発表

前日

3:00

6:00

9:00

12:00

15:00

18:00

21:00

0:00

当日

3:00

6:00

9:00

12:00

15:00

18:00

21:00

熱中症特別警戒アラート

前日14時頃に
該当地域自治体に発表

当日0:00~23:59まで

■発表時

- ・熱中症予防行動の徹底
- ・家族や周囲の人々による見守り、声かけ等の共助等と公的な支援である共助も活用
- ・運動、外出、イベント等の中止や延期を検討推奨

共通する当日までの準備・確認事項

- ・涼しく過ごせる環境の確保
- ・水分、塩分補給の準備
- ・高齢者、乳幼児等熱中症にかかりやすい方への準備を確認
- ・翌日の運動、外出、イベント等の中止や延期を判断

※熱中症特別警戒アラート及び熱中症警戒アラートの発表後の取り消し、また解除の案内はございません